

第2回東京都税制調査会

平成16年11月11日(木) 19:08~20:44

都庁第一本庁舎南側33階特別会議室S6

【神野会長】 それでは、ただいまから平成16年度第2回東京都税制調査会を開催したいと存じます。

委員の皆様には、本日はご多用中のところを万障繰り合わせて、しかも日が落ちてから大分時がたつ遅い時間にご参集いただきまして本当にありがとうございます。

4月に第1回の調査会を開催させていただきまして、本年度の検討事項を確認させていただきました。その後、小委員会におきまして、本年度の税制調査会の答申を作成すべく検討を重ねてまいりました。この小委員会での議論を取りまとめて、私ども東京都税制調査会の提言すべき内容を答申案として作成させていただきましたところでございます。

本日開催いたしました総会に先立って、あらかじめ委員の皆様方には事務局の方から答申案をご送付させていただいているかと存じます。本日は、この答申案についてご審議をいただければと考えております。

なお、本日の審議を踏まえて答申案の修正を行った上で、次回予定しております総会にお諮りし、最終的にご承認をいただければ、知事へ本年度の答申としてお渡ししたいと存じますので、よろしくご協力方お願いいたします。

議事に入ります前に、事務局に異動がございました。事務局から一言ご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【主税局長】 7月16日付けで主税局長を拝命しました山口一久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、日頃より、本調査会の運営に格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、重ねてありがとうございます。

さて、いわゆる「三位一体改革」でございますけれども、地方側が求める国庫補助負担金改革案に対しまして、各省庁は代案として補助率の引下げ、あるいは交付金化を示すなど、解決の出口の見えない混沌とした状況になってございます。

本日、議題に供されております「平成16年度東京都税制調査会答申(案)」は、こうした状況を見据えながら、青木小委員長を初め小委員会の委員の皆様には、例年になく猛暑の中で多くの時間を割いていただき、ご議論をいただき、取りまとめたものでございます。

ご出席をいただいております委員の皆様方におかれましては、本年度答申の取りまとめに向け、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。一言ご挨拶させていただきました。ありが

とうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。引き続き、調査会の委員の方にも異動がございましたので、事務局からご報告いただければと存じます。

【税制調査担当参事】 それでは、事務局から新しく委員をお願いいたしました方をご紹介申し上げます。

東京都議会議員の野島善司特別委員でございます。

東京都市長会会長の石川良一委員でございます。

東京都出納長の櫻井巖委員でございますが、櫻井委員は本日も欠席でございます。

新任委員のご紹介は以上でございますが、委員辞任の申出がございましたのでお知らせいたします。

東京都議会議員の清原錬太郎特別委員、日本放送協会解説委員の水城武彦委員から辞任の申出がございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと存じますが、これ以降の議事につきましては、運営要領第2の5によりまして、非公開とさせていただきたいと考えております。委員の皆様方からご異議がなければ、そのように取り計らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、大変恐縮でございますが、関係者以外の方々にはご退席をお願いしたいと存じます。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それでは、これより「平成16年度東京都税制調査会答申(案)」の説明に入らせていただきたいと思いますと思いますが、事務局の方からご説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【税制部長】 税制部長の川村でございます。座って説明させていただくことをお許しをいただきたいと思います。

それでは、本年度の答申案の概要につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、初めに、お手元の「資料2 平成16年度検討事項」と「資料3 平成16年度における国等の動向」をあわせてご覧いただきたいと思います。

平成16年度の検討事項でございますが、4月の第1回総会で、ご覧のような「地方税財政制度に関すること」といたしまして、「税源移譲を中心とした地方税財政制度改革」を、また、「当面の税制上の諸課題に関すること」といたしまして、「簡素で納税者にわかりやすい固定資産税制のあり方」、

「自動車関連税制の見直し」を、それぞれご決定いただきました。

本年度は、国の三位一体改革を巡り、様々な動きがあり、資料3にお示ししておりますように、4月26日には、麻生総務大臣からいわゆる「麻生プラン」が示され、個人住民税の10%比例税率化による3兆円規模の税源移譲の先行決定が提案されるとともに、谷垣財務大臣の意見書では、税源移譲については、補助金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現するとされております。

これに対し、東京都は、5月14日に、いわゆる「骨太の方針2004」に向けた緊急提言を含んだ「地方分権改革に関する東京都の基本的見解」を発表いたしております。

その後、6月4日に「骨太の方針2004」が閣議決定され、骨太の方針の中で初めて3兆円規模の税源移譲を実施することが明記されまして、同月9日には、小泉首相の税源移譲に伴う補助金の削減案を知事会がまとめてきてほしい旨の発言を受けまして、内閣府から地方6団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめが要請されました。

これを受けて全国知事会は、8月18日・19日の両日に渡る白熱した議論を経まして、「国庫補助負担金等に関する改革案」を地方6団体の案として取りまとめ、同月24日に提出いたしました。

本年度の答申の検討に際しましては、このような三位一体改革を巡る国の経済財政諮問会議の動向、全国知事会の国庫補助負担金改革案の取りまとめの状況、さらには、東京都の基本的見解の発表内容等を注視しながら、小委員会での検討を中心に、答申案の取りまとめの方向性をあわせて検討してまいりました。

恐れ入りますが、「資料1 平成16年度東京都税制調査会答申案の概要」の1ページをご覧くださいと存じます。

この資料は、本年度答申案を第1章から第7章、そして「むすび」までの各章ごとに、それぞれ要点を取りまとめたものでございまして、資料の冒頭にお示ししておりますのが、ただいま申し上げました「答申案の取りまとめの方向」でございます。

現在、三位一体改革は、混沌とした状況にございまして、場合によっては、税源移譲そのものが後戻りしかねないことが危惧されます。このため、平成12年度答申で初めてご提言をいただきました税源移譲について、改めて強く提言しようとするものでございます。

また、三位一体改革では、地方税財政制度改革にとって不可欠な地方税制改革論議が置き去りにされようとしております。このため、今後の地方税財政制度改革論議に一石を投じようという意味からも、地方税制改革を前面に打ち出し、提言しようとしたものでございます。

このような観点から、本年度の答申を取りまとめることといたしましたので、初めに申し上げました本年度の検討事項は、「税源移譲を中心とした地方税制改革」という大きな括りの中で、固定資産税制のあり方や自動車関連税制の見直しも、これに溶け込ませることといたしまして、できる限り体系的に整理することといたしました。

以下、資料に沿いまして、章別に要点を説明させていただきます。

第1章「進まない地方税財政制度改革」についてでございます。

この章は、主に、国の進める三位一体改革の現状に関する問題点を指摘した部分でございます。

「1」では、平成5年の地方分権の推進に関する決議案が国会決議されてから11年を経過した後も、地方の税財源に関しては改革らしきことが行われておりませんで、依然として行財政の中央集権体制は維持されたままであることを指摘しております。

「2」では、三位一体改革は、国庫補助負担金の削減に焦点が当たっておりますが、本来の三位一体改革の目的は、「地方行財政の分権改革」のほすでございまして、改革の方向性をより明確にするためには、「税源移譲の全体像」を早期に示すべきであるとしております。

「3」では、現在の三位一体改革は、国庫補助負担金の削減が税源移譲の前提となるなどの議論が見られますように、国庫補助負担金の削減に矛先を向け、税源移譲論議が後回しになっているなどの問題があることと、三位一体改革が進むとどのような地域社会が出来上がるのかということが国民に見えない、つまり、三位一体改革には、国民、都民、住民の視点が欠落していることを指摘してございます。

「4」では、三位一体改革における国庫補助負担金を巡る論議には、補助金行政の見直しや国と地方の事務分担と負担のあり方の見直しといった、国庫補助負担金改革についての本質的な論議がなされていないということを指摘しております。

「5」では、国の今後の責務は、税源移譲の全体像を早期に示した上で、国と地方の事務分担のあり方についての制度設計の方向性と具体案を国民の前に提示すること、それから「地方分権の理念」、「地方分権の推進」という原点に立ち返り、国民、都民、住民の視点から改革に向けた議論をすべきであること、を指摘しております。

次に、第2章「地方税制改革のあるべき方向」についてでございます。この章は、本年度答申の主要なテーマであります、地方税制改革に関する総論に当たる部分、言い替えますと、次の第3章から第7章までの全体のリード文に相当するものでございます。

ここでは、21世紀を担うあるべき税制の再設計・再構築が、わが国の将来設計につながり、とりわけ、地方税制改革の姿を示すことが急務であるとの問題意識から、地方分権下における地方税のあり方につきましては、税制移譲により地方税を充実することを基本に、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税における地方の基幹税について、検討の方向性をお示したものでございます。

次に、第3章「基幹税の税源移譲」、個人住民税と地方消費税の充実についてでございます。

税源移譲については、平成12年度答申において、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への移譲を既に提言していただいたところでございまして、このため、この章の初めでは、個人住民税は10%比例税率化により3兆円規模、地方消費税は地方の割合を消費税率に換算して2.5%相当とすることにより、3.7兆円規模の移譲が可能であることをお示ししてございまして、国と地方の税源配分を概ね1対1とすべきであるとの結論をお示ししてございます。

その次の「2」の個人住民税のあり方につきましては、個人住民税は地域社会の費用を地域住民が負担し合うという性格を有しておりますことから、10%の比例税率化によりまして、所得再分配機能は所得税に担わせ、個人住民税は負担分任機能を重視すべきであるとしております。

また、税制移譲に伴う課題といたしまして、現在、所得税が課税されておらず、個人住民税のみが最低税率5%で課されている納税者につきましては、10%比例税率化によりまして差引5%が税負担増となりますことから、税源移譲によって税負担が増加する納税者には緩和措置を講じるべきであるということを提言してございます。また、利子・配当に係る分離課税や土地等の譲渡に係る分離課税の税率も、現在、概ね5%とされております個人住民税の税率を10%とすべきということを提言してございます。

また、恒久的減税につきましては、平成16年度の税制改正大綱において、平成17年、18年度に縮減・廃止すると答申されておりますが、仮に見直しが行われる場合には、恒久的減税のうちの定率減税は、景気回復に最大限配慮した負担軽減措置でございまして、しかも、景気対策は本来国が役割を担うべきものでございまして、個人住民税から優先的に見直すべきであるとしております。

さらに、「3」の「個人住民税の将来的な検討課題」といたしまして、個人住民税と所得税の基礎的な人的控除の簡素化、均等割の拡充、現年課税への移行、少子化対策・高齢化対策に資する新たな税制度の創設などを提言いたしております。

このうち、2ページ最後の行にお示ししております高齢化対策としての個人住民税独自の寄附金控除の創設につきましては、地域住民が地域福祉の充実に貢献しやすい仕組みづくりを行う一環といたしまして、地域福祉の充実に貢献する個人や団体に対する寄附を、個人住民税の寄附金控除の対象とするように提言いたしております。これは、この答申案で初めて提言されるものでございます。

次に、3ページの2行目の地方消費税のあり方につきましては、今後、少子・高齢化の進展によりまして、地方自治体には、地域の実情に合った地域福祉等の対人サービスの供給の増大が見込まれますことから、少子・高齢社会を支える地方の基幹税として、充実していく必要があるとしております。

また、将来の検討課題といたしまして、国が地方に代わって当分の間、賦課徴収するとされております地方消費税の賦課徴収について、地方自らが行うことを検討していく必要があるとしております。

この章の最後には、今年4月のいわゆる「麻生プラン」で言及されました、法人事業税の分割基準の見直しや地方譲与税の譲与制限といった財源調整につきましては、税源移譲に伴う財政力格差の是正を、あえて理由のない他税目で行おうとするものでございまして、極めて不合理であるということと、このような不合理な財源調整は、あるべき地方税制の姿をゆがめるものでございまして、断じて行ってはならないということを指摘してございます。

引き続きまして、第4章「自動車関連税制の抜本的見直し」についてでございます。これは、本年度答申における都税調独自の新たな提案となる部分でございます。

「1」にお示ししておりますように、自動車に対する税は、現在、取得段階、保有段階、走行段階の各段階におきまして、ご覧のような税が課されておりますが、次の「2」にございまして、自動車本体に対する課税は、昭和15年の税制改正において自動車税が創設されて以来、一貫して地方税とされてまいりました。このため、保有段階の課税は地方税に一本化するよう、自動車重量税を自動車税に統合いたしまして、都道府県税である新たな自動車税を創設することとし、少し飛んで「5」にお示ししておりますように、さらなる税源移譲の対象とすることを提言してございます。

自動車重量税の税収は、現在、1.1兆円ございますが、市町村に自動車重量譲与税として交付されております3,700億円を差し引いた、ご覧の0.7兆円が実質的な税源移譲額となるものでございます。

「4」に戻っていただきまして、自動車の走行段階では、現在、ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車の種別に応じた燃料に対しまして、それぞれ揮発油税、軽油取引税等が課されております。

このうち、ガソリンには、国税であります揮発油税のほか、地方税相当として地方道路税が課されておまして、地方道路譲与税といたしまして、一定の基準により地方に配分されております。

しかし、この譲与基準は、道路整備についての合理的な基準とは言い難く、しかも、地方交付税の不交付団体であります都は、本来譲与されるべき額の3分の2がカットされるという、極めて不合理な譲与制限がございますので、譲与基準の見直し、さらには、地方道路譲与税を地方税化することを提言してございます。

引き続きまして、第5章「法人事業税のあり方」についてでございます。

法人事業税の外形標準課税につきましては、平成15年度の税制改正により、これまでの所得課税の4分の1に相当する部分について導入されております。

この外形標準課税は、付加価値に対して課される付加価値割と資本金に対して課される資本割とからなっておりまして、4ページの最初になりますが、このうち、付加価値額の算定方法でございますけれども、ご覧いただいておりますような、金融業等の「支払利子」ですとか、不動産貸付業における「支払賃借料」の算定方法というのは、事業の実態を反映しておりません不合理なものとなっておりますので、早急に改正すべきであるとしております。

また、「3」の「外形標準課税の定着と拡充」でございますが、一定規模以上の法人について定着を図っていくとともに、法人事業税収の安定化を図っていくため、その割合を増やしていく必要があるとしております。

引き続きまして、第6章「固定資産税制の見直し」についてでございます。

固定資産税は、応益税として、また、安定的な税収を確保できる税といたしまして、地方税に相応しい機能を有しておりまして、市町村にとって最も重要な財源となっております。

しかし、固定資産税制を巡りましては、これまでも様々な問題点が指摘されておりまして、特に、バブルの生成・崩壊の過程における地価の急騰・急落に伴って講じられました負担調整措置等が、土地に係る課税の仕組みを複雑化させてまいりました。また、家屋の評価額につきましても、最近の判例等でそのあり方が疑問視されておりますなど、複雑な評価方法とも相まって問題点が指摘されております。

全体を要約して恐縮でございますが、このため、今後、土地・家屋の評価方法の簡素化や課税の仕組みの簡明化に取り組んでいく必要があるとしてございます。

なお、平成18年度には、3年に一度の固定資産の評価替えを迎えるため、引き続き翌年度に検討していくべき課題であるとされております。

引き続きまして、第7章「国庫補助負担金及び地方交付税の改革」についてでございます。

国庫補助金は、災害に係る臨時巨額の国庫補助金などを除きまして、原則として廃止することとしたしまして、国庫負担金につきましては、5ページをご覧くださいと存じますが、2行目に書いてございますように、国が国民に対して保障すべきセーフティネットとしての社会保障の分野、それから国が全国統一的に行政水準を維持していくべき生活保護や義務教育の分野などは、制度の根本に遡った国民的議論を踏まえて、本質的な解決策が講じられるまでの間、現行制度を維持するのが現実的な選択肢であるとしております。また、その他の国庫負担金は、事務の義務づけ規定を見直し、地方自治体の自主的な判断に委ねていく部分を拡大していくとともに、負担金制度を廃止して、その全額を税源移譲すべきであるとしております。

さらに、国庫補助金の統合補助金化や国庫負担金の交付金化は、使い良さという点では一部改善されますが、国の権益維持のための便法にすぎないということで、「改革」の名に値しないとしております。

また、地方交付税改革では、近年、国の景気対策等に地方交付税が利用された結果肥大化した部分は、地方交付税の本来の機能を取り戻すべく削減すべきであるとする一方で、地方を景気対策に駆り出した結果生じた地方債の元利償還金は、地方交付税の算定から切り離し、国が責任を持って、いわゆる「交付税特会借入金」の解消策を講じるべきであるとしております。

そして、今後、政令市や中核市など、多くの人口を抱える都市を中心として、地方交付税の交付を受けないで自立した財政運営を行うよう、早急に税源移譲を行うべきであるとしております。

最後に、答申案本文の「むすび」でございます。

ここでは、答申案の第1章から第7章までに述べられてきたことにつきまして、特に重要な点について、総まとめという形で、言葉を換えまして再度種々述べられております。

重要な点を一点だけ申し上げますと、ご覧いただいておりますように、税源移譲については、平成12年度答申において先見的に提言されておりました。その後、いわゆる「骨太の方針2001」で税源移譲が初めて明記されるなど、税源移譲に向けた動きが活発化いたしました。最近の三位一体改革を巡る状況を見ますと、そうした動きに逆行するような国の各省庁の抵抗、反動とも思える事態が見受けられますので、今やわが国は、「地方分権」に向かって進むのか、それとも「中央集権」に後戻りするのかという、大きな岐路に立たされているといっても過言ではないとした上で、地方分権に向かって進もうとしている歴史の歯車を逆回転させないためにも、税源移譲を中心とした地方税制改革のあり方を主要テーマとし、自動車税の充実という新たな提案も含めまして、今一度強く提言しようとしたものであるとしております。

答申案の最後には、この答申が真の地方分権の実現に向けた地方税制改革論議の契機となることを願ってやまないとしたしまして、答申が締めくくられております。

以上、雑駁でございますが、答申案の概要についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方からご説明いただきました東京都税制調査会答申案は、今年の5月から青木小

委員長のもとで、9回にわたる小委員会を開催した上で作成されたものでございます。青木小委員長、ご苦労さまでございました。小委員長の方から、今の事務局の説明に対して補完すべき点がございましたら、お願いいたします。

【青木（宗）委員】 私、僭越ながら小委員長を務めさせていただきまして、すばらしい委員の皆様方と、絶えざる努力をしていただいた事務局の方々に助けられて答申を取りまとめることができました。本日と次回、ご審議いただくわけですが、少し今年の答申を取りまとめるに当たって、背景と申しますか、バックグラウンドをぜひご理解をいただきたいと思っております。

それは二点ございますけれども、第一点が、東京都税制調査会の姿勢といいますか、立場というものを、本年度は特に地方の先頭に立って国の政策に異議申立てをしていかなければいけない。ここで重要なことは、地方の先頭に立って、あるいは地方の利益を代表としてというところであろうかと思っております。先ほどから「三位一体改革が混沌としている」というお話がありましたが、結局端的に言いますと、関係者、関係者といいますのは政策官庁、事業官庁、都道府県、市町村、この関係する団体、あるいはそこにいらっしゃる方々が、すべて組織保全を図っている、自分の利益を守ろうとしているということで、それぞれ利害が大いに錯綜しているわけでございます。

国の中は国の中で割れておりますし、あまり言うべきことではないかもしれませんが、地方の方も利害が大いに錯綜している。そういう状況の中で、非常に取りまとめを苦労したわけですが、今、第一点として申し上げましたように、東京都税制調査会というのは、やはり地方を代表してといえますか、地方全体の利益に配慮しつつ答申をまとめ、国に対して異議申立てをすべきであると小委員会の全員の委員の皆様方がお考えになって、それに基づいて私の方で取りまとめをさせていただきました。

本年度途中で証券取引等監視委員会の委員にご就任のためにお辞めになった水城委員も、最後の言葉として、「三位一体に関しては、あくまでも地方の利害が錯綜するような、あるいは地方を割らせるような答申にはしてくれない」ということをおっしゃってました。その言葉、私も全くそのとおりと考えております。ですから今回この答申の一つの背景としては、もちろん東京都の税制調査会という立場ではございますけれども、あくまでも地方の全体の利益、地方をどうすべきなのかということを重視いたしました。

さらに、ここでもう一言つけ加えさせていただくとすれば、現在すべての関係する人々が自己保身、組織保全を図っているわけですが、そこには将来日本をどうしようとか、あるいは国民の幸せをどうしたらいいんだろうということが一切見えてこないわけでございます。それをいわば反面教師といたしまして、東京都税制調査会の答申としては、やはり都民、そして広くは国民の将来、次の世代を含めて、どういう国にあれば幸せな生活ができるんだろうかということを重視して、答申を取りまとめさせていただいたということでございます。これが第一点でございます。

第二点目として、今回の答申も、やはり税制ということで取りまとめを行っているわけでございますけれども、今、部長の方からご説明ありましたように、税制のあるべき姿、分権時代の税制のあるべき姿ということを中心に掲げているわけではございますけれども、先ほどから「三位一体の混沌」というところに代表されますように、国税移譲は何としても実現をしなければいけないという強い信

念を我々は持っております。

したがいまして、税制のあるべき姿、地方分権が実現した以降、地方税はどうあるべきなのかというところはしっかりと守りつつも、やはり国税移譲を実現するためにはどう配慮したらいいのだろうか、どう配慮すれば理論的に正しく国税移譲、あるいは政治的にもかもしれませんが、正しく国税移譲が実現できるのだろうか、そういうところに配慮をしながら取りまとめをさせていただきました。

したがいまして、税負担のあり方、特にいろいろなご意見があるかとは思いますが、ただ、今のよう
に地方税のあるべき姿に加えて、国税移譲を行うということも大いに配慮をした結果ということで、ぜひご理解を賜ればと思います。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、この答申案は、先ほど事務局からもご説明いただきましたように、七つの章からなっております。第2章が、先ほどご説明ありましたが、第3章以下の総論になっていて、第1章がいわば問題提起になっているわけです。したがいまして、第1章と第2章が大きな意味で、広義な意味での総論になっているということでございますので、これをひとまとめにいたしまして第一の部分、それからもう一つ、第3章が税源の移譲で特に基幹税、個人住民税と地方消費税、所得税と消費税ですね、これを国から地方に移譲するという問題を取り扱っておりますので、これが第二のパートになるかと思えます。

それから第4章から第6章まで、これは自動車関連税、法人事業税、それから固定資産税という、現に存在する地方税の問題を取り上げております。これが三つ目の部分になるかと思えます。

最後に、第7章が、ここは税制調査会でございますけれども、税に関連して地方財政を構成している国庫補助負担金の改革に関する章と、大きく四つのパートに分かれると思えますので、四つに分けてご議論いただければと思います。

まず、第1章「進まない地方税財政制度改革」と第2章「地方税制改革のあるべき方向」について、つまり総論部分につきまして、ご意見ないしはご質問がございましたら、お出しいただければと思います。

【石川委員】 実は今日資料をいただいたんですけど、忙しくてほとんど目を通さなかったということでお許しをいただきたいと思えます。私も全国市長会の役員を務めておまして、今日も役員会がございまして、いろいろな決議等をしてきたところなんですけれども、今の概略の資料1の説明の中で、あるいはまた、会長さんや青木先生などのお話を伺って、全国市長会などで議論されている今回の三位一体改革の最大の難しさというのはどこにあるのかといいますと、国の財政赤字、370兆ぐらいの額になるわけです。その問題と三位一体の改革の問題がごちゃ混ぜになってしまうと、どうにも出口がなくなってしまう。ここに書かれている三位一体に対するいろいろな基本的な理念については、私も十分理解ができるんですけれども、まず財政赤字の問題に対してどういうスタンスでいくのかということについて、税調としてももう少し明確な表現を持たれた方がよろしいのではないかと。もちろん地方交付税の問題などは関係がありますが、しかし、あまりそこに踏み込んでしまうと三

位一体改革そのものもごちゃごちゃの議論になってしまうということで、国の財政赤字の問題については、国の責任できちっと方向性を出していくべきなんだというような明確な、しかし、その中で地方が負わなければいけない分については、当然きちっと責任を果たしていくというような表現といますか、そのあたりを少し明確に表現された方がよろしいのではないかと思います。

それからこれは文言のことではないんですけれども、実際に進めておりました、理念というのはもちろんここに書かれていることは正論だというように思います。現実に進めているところでは、いわば総理大臣からボールが投げられたということで、それにあわせて投げ返すことがまず第一義的にどうしても必要になってきている。これを投げ返さなければ、ここから先、税源移譲はなかなか進んでいかななくなるという、そういう危機感のもとに進めているということであって、がゆえに実際は地方自治体はかなり利害が錯綜しております、現に。個々のことを言い出すと色々な問題が出てきます。しかし、大きな大義に向かつては、何とか結束を維持しようということで、市長会もそうですし、知事会、町村会も多分そうではないかなと思いますけど、少なくとも市長会においては、当然不交付団体もあれば交付団体もあるし、東京都のように不交付団体が都道府県で一つというわけではありませんから、その辺でもそもそもかなり利害が違うわけですけど、しかし、何としてでも三位一体のボールを投げ返さなければいけない。その一点で結束をしている状況でありまして、それはそれなりに非常に意味もあり価値もあることなのかなと思います。その辺のことを少し表現の中で配慮していただければ、市長会の役員を務めている立場としては、ありがたいと思います。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

私の方からも意見を述べさせていただきたいと思いますが、小委員長の方から何かございますか。

【青木（宗）委員】 全くご指摘のとおりだろうと思います。一つが財政赤字の問題、もう一つが地方の間の利害錯綜という点でございますけれども、いずれもそこに入り込んでしまいますと足をすくわれてしまうということで、どこまで書きぶりを入れるのかというのが非常に苦労したところでございます。特に前者の財政赤字の話に乗ってしまいますと、赤字削減のための分権改革にというところにすっぽりとはまってしまって、完全に抜けられなくなると思いますので、どのぐらい書きぶりを入れられるかということで、私としては、かなりぎりぎりまで盛り込んだつもりではございますけれども、まだ不足ということであれば、多少の文面はいじれるのかなと考えております。

以上でございます。

【神野会長】 財政赤字と分権の問題については、石川委員がご指摘のように、どうも財政赤字を解消する問題と分権の問題が混乱してしまって、うまく糸がほどけないような形になっているというのはご指摘のとおりだと思います。ただ、私ども東京都の税制調査会は、私は前期といいますか、前の期に引き続いて責任者を仰せつかっておりますが、前のときから議論をしてまいりましたけれども、財政の分権化を進めることは、決して国の財政赤字を拡大するものではないと。一般会計の少なくとも半分ぐらいが、いわゆる補助金や、つまり財政移転にかかわる、地方自治体だけではありませんけれども、財政をただ資金を振り向けるということだけです。実質的な人件費、物件費、私ども財政学の方では「実質的な経費」と言っていますが、それは10%にも満たないんです。大きなのは30%

ぐらいいっていますか、公債費、国債費の利払い費。そうすると私ども不必要な経費を切るということ言えば、できるだけ身近なところにおろしていただいて、住民がこの経費は要らない、この経費はどうしても必要だという振り分けをして、不必要な経費を無駄をなくしていくということから言えば、分権は必ずしも逆行しないだろう、妨げるものではないだろうというのが基本的な考え方でございます。

もう一つ重要な点は、財政赤字を考えるときには、国、地方を通じて、国も地方も赤字に陥っているんですから、国、地方を通じて財政赤字をなくしていくということだろうと。そうすると国、地方を通じる歳出があって、国、地方を通じる国と地方の税収を合わせた全体の税収があり、その差額が赤字になっているわけですね。そのときに、例えば今、私どもは税金の移譲が一番重要だと考えているわけですが、国税から地方税に税金を移譲したところで、国、地方を通じる税金は減らないわけです。ところが、補助金の方はこれを削減いたしますと、補助金は非常に非効率になって、つまり国が出したお金を地方がいろいろ申請やなんかをしてもらっているわけですから、歳出の方は補助金をカットしただけで、国、地方を通じる歳出は縮減するはずだ。そうすると国、地方を通じる財政の再建ということを考えれば、税源を移譲し補助金を削減するということは、決してこれはマイナスにならないというのが前期から引き続いた考え方だと思いますので、表現ぶりはいくら考えてみましても、そこら辺は十分議論をし、認識していただいているところではないかと思っております。

【石川委員】 それは私も全く異論のないところです。ただ、いわゆる国の財政赤字の問題を表現の中できちっと位置づけて、それをどうこの中で扱っているのかということを確認に示しておいた方が、逆に表現しないと避けているみたいに思われてしまいますので、その辺はそうあった方がいいのではないかと思っております。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

【古館特別委員】 ちょっと事務局に聞きたいんですけれども、三位一体の改革について、様々な東京都としての巨大な組織がありまして、私、実は都議会で総務委員会に所属しているんですが、知事本局が三位一体問題では、方向性も出したり議論もしているという状況があるんですけれども、あるいは補助金となると福祉とか教育とか、そういう様々な分野にわたるわけですが、そういう場合の総合的な英知の結集というんですか、そういうようなことというのは、今回の答申案の中では反映されたのか、また、そういう努力とか、そういうのはどうであったのかというのを聞きたいと思っています。

【税制部長】 補助金と負担金のあり方の問題かと思っておりますけれども、まず全体を通しますと、個々の補助金、補助金は基本的にカットですが、例えば負担金をどうするか、そういう問題については一応精査をいたしますけれども、この答申の中では、大ざっぱに存続すべきものはこういうものだという指摘をしておりますけれども、個々のものをどれをどうするか、当面どうするというふうには整理いたしておりません。

この答申の目的は、あくまでも不足しております地方税制改革に焦点を当てて、それを進めていただくという姿勢でまとめておりまして、税制改革とセットとなりますと、裏の財源の方の補助金、

交付税等は、これは既に12年度の答申でもかなり踏み込んで詳細にシミュレーションをやっておりますので、今回は大まかな答申を書いた、こういうことでご理解いただきたいと思えます。

【古館特別委員】 やり取りする気は全くないんですけど、私がそれを言いましたのは、結局、地方自治体の中で最もそういう意味では総合能力といいますか、やはり東京都だと思います。これだけのものをまとめられるというのは、もちろん青木先生を初めたくさんの方の総力があるということだと思うんですけども、東京都の持っている総合力というのはすごいことだなと思って、それをより客観的というか、より本当に都民の目線、住民の目線でいく場合に、そうしたところの持っているものも引き出していくということがすごく大事なのかなと。というのは、私も総務委員で三位一体をやって、今回の場合は都税調の答申ですから、当然税制の目から三位一体改革ということを見ながらというふうになりますよね。東京の場合は、そういうことが総合的に見てどういう切り口がいいのかということになると、いろんな意味での力をそれぞれ発揮させられるようなことがあってもよかったかな。それ以上のことは、私はわかりましたので、ただ、そういう意見が、私は素朴に考えていたということです。

【神野会長】 どうもありがとうございます。

委員のご指摘のように、私どもの税制調査会としては、税金を中心にしているわけですが、しかし、総合性を決して見失っているわけではなくて、部分と全体との統一性はとるような形で、先ほど青木小委員長からもご説明しましたように、配慮して作成していただいたと感じております。

そのほか、第1章、第2章に関して何かございますか。

【内田副会長】 私どもも議会も、この地方分権、それからそれに伴う税源の移譲、これについては、いろいろ議論をしながらこの五十余年地方自治を實踐してきた、その中の一面を担う議会としてはどうなのかということは、特別委員会をつくりながらずっと議論をしてきて、過日の定例会でその議論を終了させて、あと執行機関にそのまとめを委ねたところです。

そういう観点から言いますと、第1章、第2章というのは、まさにそのところをきちっと的確にとらえてくれて、こうあるべき、これはまさに我々が議論してきたことと同じでありますから、大いに評価するわけでございますが、今、話題になっている三位一体のそういう意味での税源移譲を伴った改革というものが、総理が「骨太の改革」と、こう言っているのです。我々これを見ていて、本当にここに書いてある基本論は、一切内部でやっているな。そういう意味では、やはり金目の話で国も地方もやっているのではないかと。これは間違っている話だから、こんなものを東京都として、地方自治のいわゆる雄と言われたり、地方自治のトップランナーと言われている自治体が、様々なそういう今までの自由議論をやってきて、その隘路を含めて国との役割分担をどうしていくかということを考えていくことがなければ、全く我々とすれば、骨太どころか、枝葉の論議をやっているのではないかな、こういうふう思うんです。

ですから私たちは、例えば推進法が通って、分権法が通って、そういう形の中で、びっくりしてまですけど少なくとも10何年たっている、10年が過ぎたと。本来この議論が国と地方の間できちっと議論されていなければいけないんです。ですから分権といっても、やはり地方がまた地方の中の区市

町村の考え方と、47都道府県の考え方、それを実践の中での分権に対する考え方というのはきちっとあってしかるべきだと思って、これは地方の中でまとめていくべきだと思っているんです。国が思う地方との分権というのもあると思うんです。そこもそういうものがまとめきれていない中で、お互いにその時々のお金の話だけで三位一体みたいな大仰な議論をしているわけです。全くこんなのはぶっ壊してしまった方がいいんじゃないかな、私たちは実ははっきりそう思っています。

だから、こういう基本論をきちっとお互いに議論して、それでどういう役割分担をしていくのか。今言う例えば財源だけの話で言えば、私は国税、地方税というのは、東京都の税調として50・50の財源の役割を分担しているからいいんじゃないかなという一定の結論を出しているわけです。そういうことから言いますと、その50については、少なくとも国が関与しないで、今やっている三位一体改革というのは、国が関与する垂直の調整なんです。分権というのは、やはり制度だと思いますから、理念が伴ってやっているのだから、その結果について行うとしたら、その財源というのは、地方の中で水平の調整がなされるべきだと、そういうふうに思います。

だから、そういうことを踏まえて、やっぱりここではもう少し厳しく本論に立ち返って、多少時間がかかったっていいと思うんです。決まるまでは現在のそういう意味では交付金制度、補助金制度の中で議論していけばいいわけですから。やっぱりきちっと決めてからやっていくのが、これからのそういう分権型社会を構築していくことを言うんだとしたら、やっぱりそういうふうにしていった方がいいんじゃないかな。そういう意味から理念に対しては賛意を表します。

【神野会長】 ありがとうございます。

副会長とも、多分まとめていただいた小委員長ないしは小委員会の構成をした委員の方々も同じだと思います。最後の「5」のところにかかわることかもしれませんが、第1章の分権型の社会のビジョンを明確に描いて、あまりにも目先の極私的な財源のやりとりだけではなく、「骨太の」という表現をお使いになってましたけれども、ビジョンを明確に描いて、あるべき方向性のもとで一步一步進めていくという、ビジョンの描き方が重要だということを少し認識すべきだというご意見だったと思いますが、これもそういう思いで小委員長は作成していただいていると思います。配慮すべきところがあったら検討してみたいと思いますが、小委員長の方からもお答えいただければと思いますけど、作成に当たっては、十分今のことは表して作成したと言ってよろしいですよ。

【青木（宗）委員】 はい。

【神野会長】 第1章と第2章は総論でございますので、ご意見を活発にいただいておりますけれども、いかがですか、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【神野会長】 それでは、第3章の方に進めさせていただきたいと思います。もちろんご意見がございましたら、第1章、第2章にお戻りいただいて構いません。

第3章は、税源移譲を軸に据えて三位一体の改革を行うべきであって、かつ、それも我々は「雑税」

と申しますけれども、非常に小さな税目で行うのではなくて、租税体系の中心をなしている所得にかかわる税金、消費にかかわる税金、個人住民税と地方消費税を国から所得税、消費税を移譲させて、国税と地方税の税体系を整合的な形で改めるべきであるというのが第3章の趣旨でございます。ここににつきましてご意見、ご質問ございましたら、いただければと思います。

【古館特別委員】 この問題は前にもいろいろ出されているもので、改めてなんですけれども、今回個人住民税については、所得税との関係でできるだけ増税になるような人を回避しよう、こういう案については、その努力を認めますけれども、消費税の問題というのは、現下で消費税の増税ということも出てきていまして、これ自体が消費税そのものを引き上げていくという誘因になっていくのではないかと感じております。それと、マイクで話していますので全部言ってしまいますけど、4章目の自動車の関連税ですが、恐らく道路特定財源はここで確か書いていたことかな。そうですね、道路特定財源も。その点について私どもは、道路の特定財源という形ではなくて、これを一般財源化して、さらに国民福祉だとか社会保障や、そういうところに使うべきだという考えを持っているので、この点についてはそういう意見を、私としては持ちます。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

私からお答えすべきことかどうか分かりませんが、先ほど石川委員からも「財政再建の問題と混乱しないように」というお話ございましたけれども、ここでは税源移譲の問題は税負担の問題と切り離しておりますので、「増税をする」ということを言っているわけではなくて、国と地方の税負担の配分を見直そうとは書いていないわけでございます。増税になるかならないかよりも、住民が身近なところで、自分たちの税金をこれだけ負担して、こういうサービスだったらこれだけ負担しよう、こんなサービスだったらこれだけ負担する必要がないということが、できるだけ身近なところで決定できるようにしようという仕組みを想定しておりますので、増税とか増税ではないとかというのは、ニュートラルだというふうにお考えいただければと思います。

小委員長から何か補足がございましたら。

【青木（宗）委員】 一言だけ話させてください。

特に税負担のあり方がやはり気になる場所かと思えます。正直申し上げまして、小委員会でも相当な時間を割きました。所得税の比例税部分、ここだけ取り上げると確かに先生が以前よりおっしゃっていた点なわけですが、所得税と役割分担というところで委員の間でも多少意見が割れましたけれども、最終的にはご理解を願ったところでございます。

もう一つ、古館先生が今おっしゃいました消費税の増税問題につきましても、これは今、神野会長の方からも少しお話があったように、その後の増税というのはまた別の話で、これは地域の住民がそれぞれが決めていくことでありまして、ただ、やはり消費税というのは逆進的であるということは、これもまた間違いのないところで、では、フラットな所得税と逆進的な消費税で国税移譲をやるということはどういうことなのか。こういうところにつきましても、我々の方、小委員会のメンバーの間でも慎重に慎重に議論をさせていただいたところでございます。結果として、冒頭で少しお話しさせ

ていただきましたように、国税移譲としてはということも考えると適切であるし、また同時に、負担の逆進的規制であるとか、あるいはフラット化というものについては、いろいろなやり方を工夫すれば低所得層に決してしわ寄せがいかない方向も考えられるということも含めて審議を行いまして、一応、現在のような形で取りまとめさせていただいたということでございます。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございます。

先ほど第4章にかかわるご意見をいただきました。もしもご意見がございましたら、また第3章に戻ってもらっても構いませんが、第4章、第5章、それから第6章を含めてご意見を頂戴できれば、いかがでございましょうか。

先ほどの燃料課税の問題だと思いますが、小委員長からもお答えいただければと思いますけど、用途その他については、つまり自動車関連税が複雑になって、必ずしも整合的でないものを合理化して、そして、できるだけ身近なところで決定できるようにしようという分権の観点から今回は書いていて、用途その他には、いわば負担がニュートラルだと同じように踏み入れていないわけです。今のご意見だというお話なので、何かコメントございますか、当面ご意見として承っておいて。当面必要であれば審議はさせていただきますが。

【古館特別委員】 済みません、何度も。私の読み違いでなければ、道路の推進のような形で書かれていた箇所があったかなというふうに見ました。ずっと続けてということで、あまりマイクを持ちたくないのじゃべってしまいますが、法人事業税のあり方についてですが、もともと私は法人事業税の外形課税については、非常に逆進性があるって、しかも赤字のところに対しても税負担を強いるということで、これはいかがなものかということをおっしゃいます。ただ、ここで言っている「2」の金融業等のこれ自体は、ここに書いてあるとおりにだと思えますけれども、外形課税全体としてここに書いてある部分については、立場としては、そういう逆進性が強くて、赤字法人に対しても課すということであまり賛成ではないんです。

それから固定資産税ですけれども、これをずっと読んでみると「均衡を図る」ということが文言で出てくるんです。大体「均衡を図る」というときには、どうしても弱小の土地所有者だとかというところが結局しわ寄せがいつてしまうというような、私は予測しかできないんですが、そういうことになりはしないかなって若干心配を持っております。その点でもしご見解があれば聞かせていただいて、ただ私の意見として述べさせていただきます。

【神野会長】 固定資産税のところは、つまり負担水準の調整のことですね。ちょっと技術的な話ですので、事務局の方から何かあればお願いします。

【税制部長】 それでは、今お手元に「参考資料(案)」というのを配付させていただいておりますが、23ページをごらんいただくとわかりやすいかと思います。

23ページの縦に棒グラフが三つ並んでございますけれども、一番左が商業地の宅地、評価額100%、そこから負担水準が異なる土地、全部ばらばらでございまして、仕組みといたしましては、70以上のものは70まで引き下げ、上限を70にしております。それから60未満のものを、これは

徐々に60になるように引き上げる。60と70の間に大体負担水準が均衡するように、今の仕組み、制度そのものに仕組まれてございます。

ここに答申の中で「均衡化」というのは、そういう意味でございまして、同じ評価額、例えば1坪10万円の土地があれば、同じ税負担になるように近づくようにというのが「均衡化」でございまして、増税するということではございません。

【神野会長】 よろしいでしょうか。つまり、負担水準の調整の話でございまして、それと外形標準の問題については、これも以前から調査会で議論してきたところでございますけれども、この税調の多くの意見としては、可能な限り時期的に、と申しますか、なるべく変動の少ないような負担のあり方が、都道府県のように義務的といいますか、あまり変動しない、歳出の方が警察官の給料とか義務教育費とかというように変動していかない経費を賄う場合に、税収の方があまり変動するというのは好ましいことではない。むしろ、それは国税の方で望ましい姿ですので、安定化させるようにしましょう。安定化させるということは、地域に格差なく満遍なくいくという方向にもなるわけで、この議論としては、つまり、外形標準化を定着させながら、定着させるというか、外形標準化を拡大していくことの方がむしろ好ましいことであって、事業税の配分基準の見直しでやるような話ではない。交付税の問題を含めてございますけれども、むしろ本来安定的で普遍的にすべきだということとも適った議論でございまして、ここら辺ご理解いただければと存じます。

【青木（宗）委員】 今、会長にご説明いただいたとおりかと思うんですが、古館先生のご指摘、ご意見、以前より十分お伺いしておりますので、小委員会としてもこの部分はきちんと適切に審議をいたしました。小委員会のメンバーの中にも、やはり中小企業、ここでは文章で固有名詞では書いてございませぬが、33ページの上から2行目のところは、先生のご指摘いただいた、事業税の場合、逆進というのかというか、企業の負担をどう考えるかという、なかなか理論的に租税論としても微妙なところではございますが、いわゆる中小と大企業ということで分けていきますと、2行目にあります「一定規模以上の」と書いてございますのは、先生のご指摘いただいた、つまり中小企業にとっては負担が重くなるのではないかとということに配慮した結果でございませぬ。

なお、不十分であれば、もう少し明確に書くことも可能かとは思いますが、いずれにしても小委員会としては、審議の上、ご指摘の点への配慮は必要であるという結論として形容詞を盛り込ませていただいたというところでございませぬ。

【神野会長】 そのほかいかがでございませぬでしょうか、ご意見いただければと思いますが。もちろん第3章の方の移譲の問題に戻っていただいても構いません。

よろしいでしょうか。

それでは、最後の部分になりますが、第7章「国庫補助負担金及び地方交付税の改革」というところでございませぬが、今四つのパートに分けてございませぬが、そうすると「むすび」というか、最後の結論のところは抜け落ちますので、「むすび」を含めて、第7章のところは税にかかわる関連する国庫補助負担金と交付税の改革を記しておりますので、「むすび」を含めてご意見いただければと思いますが、いかがでございませぬか。

【石川委員】 たびたび済みません。もとの方の答申の19ページ、第3章と「むすび」と関連しますけれども、ここで徴税の問題について触れているわけです。(4)のところですが、19ページの(4)で。「むすび」のところにも、税源移譲、最終的には徴税権の移譲という一つ大きな目標になっていくのではないかなと思いますけど、その辺をもう少し明確に打ち出すために、「むすび」のところで、19ページの地方消費税の徴収の問題とも関連してきますので、「徴税権を最大限確立をしていくんだ」という、そういった表現を明確に打ち出されたいかがかなと思います。これは意見でございます。

【神野会長】 徴税は、これは非常に議論をしたところであって、私ども財政学の方では、課税権といったときに税金をつくる権限、立法権と徴税する権限、税収集める権限と、税収をもらう権限、つまり配分を受ける権限、この三つから成り立っていると考えていて、必ずしも徴税権があるかないかということは重要な問題なんですけど、税務行政の効率化その他がありますので。議論の過程その他をご紹介いただきながら、渋谷委員からもちょっとご意見を。

【渋谷委員】 徴税権の話についても、若干小委員会でも議論をしたところでございます。つまり、今は原則的に地方税は地方が徴収する、国税は国の税務署が徴収するということになってはいますが、若干地方消費税その他で例外があるという、そんな形になっているわけです。

これに対して昔から徴収の一元化ということが言われているわけです。ただ、徴収の一元化というときに、恐らく国の税務署で一元化するということを行っているんだと思いますけれども、果たしてそれでよいのか、むしろ地方の方が一元的に徴収するという考えをとるべきではないか、そういった事柄が議論されたところであります。大体小委員会では、住民税などに関して徴税をどうするかというようなところでしょうか。

あと若干個人的な意見を申し上げますと、徴税をどこがするかということ、どこが税制をつくるかということともやっぱりかかわってくることでありまして、徴収の一元化ということを決めようと、地方が独自の税をつくるということはなかなか難しい。そんなものをつくっても徴税する機関が認めてくれるかというような話が出てきてしまうわけですし、それとどちらかというところでも、地方ではなくても国が決める。ただし、国が決めるときに地方が何らかの形で参加するという、ドイツが多分そんな感じだと思いますけれども、そういう形になるのではないかと思います。

他方で、地方がどうしても独自の税をつくりたいということになると、当然独自の徴収体制というものを持たないと、やろうとしてもなかなかできないということになるんだと思います。ですからこの問題は結局、地方税の作り方をどうするかという全体のシステムにかかわってくることでして、ドイツ型をとるのか、それとももう片方、アメリカ型というところとちょっと不正確かもしれませんが、地方が独自に税をつくるかという、その根本にかかわる話なのではないかと思っております。

小委員会の議論について何か不足がありましたら、小委員長の方からお願いいたします。

【神野会長】 ちょっと確認ですが、石川委員は必ずしも一元化しろとおっしゃっているのではなくて、地方自治体の方で徴税権を確立するようなこと、方向性を明確にすべきだというご意見ですよ。

【石川委員】 そうです。

【青木（宗）委員】 地方の徴税権、今、渋谷委員の方からもありましたけど、どこまでかというのは非常に難しく、極端な例でいきますと、日本中の税は地方が全部取る。国に分けてあげればいいではないか、そういう議論も実際には冗談ではなく審議の一つの議題になったところでございます。ですからあらゆる意味で徴税権を、神野会長の方で三つに分けていただきましたけれども、慎重に検討はいたしております。その上で、政治的といいますか、国に対してスローガンという意味で書き込むということであればわからなくもないんですが、ただ、現実には、一つは取るという権利での徴税が非常に難しいということ、もう一つは、今、渋谷委員が言いましたように、地方で共同して組合でもつくってという話になりますと、これは多分国の姿ですとか、あるいは憲法改正が必要かどうかという議論になってきてしまうと思うんです。そうしますと、スローガンのちよっとショックなキャッチコピー的な意味で入れるということであればわかるんですが、やはり我々専門家として地に足のついた議論をするとなると、そこまで書き込むのはなかなか難しかったというのが正直なところでございます。

【石川委員】 そういう議論がされているということで了解しました。

【神野会長】 いかがでしょう、ほかに。

【古館特別委員】 国庫補助負担金というのと国庫補助金というのと国庫負担金、これそれぞれ全部、私ちよっとここの解釈については最初に聞かせていただきたいなと。これはそれぞれの区分けで厳密に使ったのか。時間の関係もありますので、正直言って私は、国庫補助負担金につきましては、8割方大体教育関係とか福祉関係とか、そういうようなものにありまして、つまり公共事業のことが書かれてありましたけれども、そういうような無駄なものに使うものについては、本当に思い切りバサッと削るといふ必要があると思いますけれども、国庫補助負担金そのものについては、それこそ私たちは残すべきだというふうに思っております。ただ、見直すべきところはきっちり見直していくということが必要かなと。

それから地方交付税の問題についても書かれていますが、これは引き続きこの問題は存続していくという、確かそういう流れかなと思っておりましたので、これは別に異議ありませんが、国庫補助負担金の問題については、そういう意見です。

【神野会長】 国庫補助負担金は、正確に地方財政法上の文言として使っておりますので、表現にもしも定義上といいますか、使い方に間違いがあればご指摘いただければと思います。

【古館特別委員】 いえ、ありません。

【神野会長】 委員のご指摘は、むしろ国庫補助負担金ではなくて、国庫補助負担金は国庫補助金と国庫負担金と分かれているわけですが。

【古館特別委員】 国庫負担金です。

【神野会長】 負担金の方ですよ。負担金は、しかしこれは国と地方の利害に応じてという部分と、全国的な計画の部分が入りますので、公共事業関係費をかなり含めて、数値はわかりませんが、全体で今、国庫負担金だけで11～12兆ぐらいかな。したがって、そのうち3兆幾らが義務教育で、また3兆ぐらいが生活保護で、あとは公共事業も多いはずですよ。

したがって、必ずしも公共事業を除くということでもありませんし、ここで書いてあるのは、まず補助金はとにかく全廃しなさいね、基本的には。災害その他を除いて補助金の方はやめましょうということをおっしゃるので、負担金の方は、そうではなくて真に義務的なところに限定しましょう、こういう考え方ですので、委員がおっしゃった点を踏み込んではいない。ただ、例外なく見直して、最終的には使い勝手をよくしてくださいというふうに書いてあるということでもいいですよ。

よろしいでしょうか、ここについては正確に。

【古館特別委員】 今、認識しましたので。

【神野会長】 あと、いかがでございますか。

【内田副会長】 会長と青木先生にお聞きしたいんですが、この議論の中で、起債制限の撤廃については議論されましたか。

【神野会長】 起債制限は。

【内田副会長】 分権とか、分権に至るまでの一応の財政権の確立、そこからいくと、起債制限撤廃というのは、地方自治体が都市部と過疎部とあるとしたら、とりわけ都市部なんかは必要性を感じているし、またそれをこなす能力もあると我々は思って、そこらを大きな分権の中の目玉に並立的になければいけないと思ったので、議論されたのかなあと。

【神野会長】 あまり大きな時間を割いて議論しておりませんが、というのも、おっしゃるとおり特に東京都のように起債能力のあるところは重要な点なんですけれども、起債制限については、既にかなり撤廃の方向性がスケジュールに載ってしまっていますので、あれはいつまででしたっけ。

【税制調査担当副参事】 17年です。

【神野会長】 18年で事前協議要らないんですよ。拒否されてもオーケーということですよ。事前協議をしなければいけないんだけど、地方税の方は拒否した場合にだめなんですけれども、だめというか、変えなければいけないんですが、国が拒否してもやろうと思えばできる。

【税制調査担当副参事】 起債そのものはできるようになっております。地方財政法が改正されておりました、本則からは起債制限はなくなっております。ただ、当分の間ということで17年度まで当分の間実施している。それから許可制が事前協議制になっておりました、今、会長がおっしゃられたように、協議で同意を得られなくても発行自体は有効ということになります。

【神野会長】 ですよ。ですから18年度になると大丈夫なものですから。

【内田副会長】 大体聞いているんですが、なかなか目に見えてこないの。あとこれだけの提言をして、地方の中で税調を持っているのは東京都だけ。そういう意味では、いろんな意味でリーダーになってますね。提言をしていくとか。最後のまとめの提言には結局それを具現化する推進体制というのを、どうやって地方の中でつくっていくかという提言があっていいんじゃないかな、こういうふうに思うんですけど、どうなんですか。難しい問題だけだね。

【神野会長】 それは議論はちょっと出たことは出たんですよ。小委員長、何かありますか。

【青木(宗)委員】 お答えとしては非常に、理論ではなく政治的な意味も含めてと申し上げた方が正確かと思いますが、非常に難しい。必要性は誰しも認めると思います。例えば実行、地方の側から

の地方分権推進体制というのですが、総論は賛成ですが、なかなか各論になると難しいだろうなど。東京都が出した場合のやはり反応といいますか、それを私、今回冒頭に申し上げたように、できるだけ地方全体ということを意識してやったものですから、なかなかその部分を書き込むといいますか、具体的に表に出すことが難しいかなと。あくまで我々は単に学者にすぎないものですから、なかなかその辺の空気を読むとか、将来の政治的な状況も含めて少しわからないものですから書き込めなかった。むしろ、ですから何らかのご教示をいただければ、少しは方向性としては書き込めるのかなという気がいたしております。ご指摘の点は、ちょっと我々の力に及ばないところかなと思います。

【神野会長】 これは知事への答申ですし、知事は中央に向かってボールをきちっと投げるようにという諮問でございましたので、ボールを投げ返すような提言にはなっていますが、ここを進める具体的な方法については特に記述しておりません。ただ、市長会は何か提言いたしましたか、国との協議のような場を設けるとかというのは、特に市長会では。

【石川委員】 6団体でもう既にやっています。

【神野会長】 やってますよね。一つは、そういう地方団体がこの答申などを踏まえた上で、様々な分権を進めていくプロセスをご提言いただくということにもなりますよね。

【内田副会長】 だから、私、さっき冒頭に申し上げたように、結局、地方分権というのは制度改革であり、やっぱりそれは理念がなければだめなんだと。ところが、今行われている地方6団体の意見を含めて、結局、金目の話になってしまっているんです。理念の話ではないんです。だから、きちっと、結局、金目の話になったらまとまりっこないし、やっぱり理屈、理念で出口を見つけるべきだと私は思う。そういうことを基本とした推進体制をきちっと地方の中で持つべきではないか、そういう提言はしないんですかということです。

【神野会長】 もしもそこら辺、むしろ市長会の動きその他を。石川委員、何かございましたか。

【石川委員】 今回、そういうことで6団体との協議会を設置して、もう何回か協議をやっておりますけれども、6団体としては、これを恒久化してほしいと言っておりますが、まだそれに対しては、総理の方は答えは出していないという状況です。ですから今回の三位一体を含めて、これで終わるわけではありませぬので、第一弾ですから、今後ずっと続いています。少なくとも、その流れの中で協議機関については、しっかりと位置づけがされていくのではないかなと思っています。

【古館特別委員】 せっかく内田副会長の提案なんですけど、私は都税調という役割で言うと、そこまで言及できないのではないのかなと。また、そこまでしてはまた違うのかなという感じをしております。ただ、内田副会長の言うことで賛成なのは、やっぱり推進体制は必要だなと。その場合にどういうというか、それはもっと多面的な検討が必要なんではないのかなというふうな個人的な見解ですが、いかがですか。

【神野会長】 これは知事に答申させていただくものですが、知事がこの答申を受けていただいて、当然ですけど実現に向けて動いていただけることは期待できると思いますし、また、議会の方でも当然様々な活動をされることだろうと思いますので、一つの私どもの答申案が指針になって大きなうねりができればと思います。具体的なプロセスも本当は私ども議論すべきかもしれませんが、

当面税調として限界というよりも、税を中心に考えておりましたので、これは恐らく実現のプロセスという、国と地方の政策を、先ほどの6団体の話ではありませんが、協議をしていく仕組みとか、そうした税だけに限らない、あるいは歳入面だけに限らないシステムが必要かと思います。もしもまた別途税調におりてくれば検討しないわけではありませんが、当面知事、あるいは東京都及び議会を含めた東京都の努力、それが様々な市長会、地方6団体のうねりにつながっていけばと思っております。

ほかにいかがですか。

【山崎特別委員】 これは諮問を受けて知事に答申を出すわけですよ。内容を昨日いただいてから随分何度も読み直して、大変すばらしいまとめになっておりまして、本当に感動する部分もたくさんありました。私は全面的に賛成なんですけど、答申のまとめの最後のところ、「税制は云々」とあって、「わが国の将来を見ようとした提言である。これが地方税制改革論議の契機となることを願ってやまない」というような言い方が非常に私は弱いような気がして、特に今、三位一体で18日がどうか、まとまるのまとまらないの大騒ぎをしているときに、単なる議論の契機ではなくて、知事に対してもっと強く「こうした実現を図るべきである」というような、そのくらいの文言で最後を締めくくった方が、注目も浴びるし、また、知事も「よし」という気持ちにもなるのではないかなと。せっかくこれだけ非常によくまとめていただいたのですから、最後のところで何かすっと腰が引けてしまったような感じがしてちょっと残念な気がするんですが、いかがでしょうか。

【神野会長】 書きぶりを含めて考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

【濱渦委員】 時間も迫っているようですが、まず小委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。私、今、宗教用語を使って「三位一体の議論」とか言っていますけど、不毛な話なんですよ。何が三位一体かさっぱりわからないですし、地方6団体に3兆円というボールを投げられて、そんなもの受けなければいいんですよ。受けることによって変な議論になってしまっているわけであって、3兆円の根拠もないまま来た話で、本来あるべきは、ここにも記載されていますけれども、税制改革の議論が中心でないとかスッポリ抜けてしまっていることが問題である。そこが改めてそういう政治的な議論に振り回されることなく、きちっと書かれていることに非常に敬意を表するところです。

それにも増して、単なる理論の構成だけでなく、実際に実現していく場合どうしたらいいかという、現実的な対応も踏み込みすぎずにある。例えば石川委員のおっしゃっていた徴税でも、能力があればやれるんですけど、ないところに「やりましょう」と言っても難しい話でして、そういうところがなかなか微妙に言い回しているなということで、大変私は賛意を表するところでございます。

副会長から提案のあったことは、きっとここから先は委員としてでなくて想像ですけど、この知事のことですから、即議会に相談してどうするかということになると思いますが、それはまた改めての話と思いますが、今日のところ総論的に非常によくできて非常に感謝を申し上げたいと思っております。大賛成です。

以上です。

【神野会長】 ありがとうございます。ほかに、いかがでございましょうか。

【山崎特別委員】 いいでしょう、そろそろ。

【神野会長】 そうですか。それでは、表現ぶりに修正すべき点がありましたら直させていただきますが、ただいまいただきましたご意見を参考にしながら、事務局と相談いたしまして、次の総会までに委員の皆様の方にはできるだけ早く対応を、しかし、私の理解としては、おおよそこれでという本筋を大きく修正しないでもいいかなと思います。

【山崎特別委員】 はい、結構です。

【神野会長】 そのようにさせていただければと思います。

ご協力を得まして、15分ほど余らせておりますが、ただ、かなり夜もふけておりますので、本日の審議はこれまでにしたいと存じます。

次回の総会で最終的な案を出させていただきたいと思いますが、次回の日程について確認しておきたいと思います。事務局の方からご説明していただければ。

【税制調査担当参事】 それでは、次回第3回の調査会は、11月16日火曜日午後6時より本日より同じこの会議室でございます。都庁第一本庁舎南棟33階S6にて開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

【神野会長】 それでは、これをもちまして平成16年度第2回目の東京都税制調査会を閉会させていただきます。本日は、私、様々な不手際ございましたけれども、審議にご協力いただきましてありがとうございます。また、大変遅くまでお引きとどめいたしましたことをおわび申し上げます。お忙しいところをお御足をお運びいただきましたことに重ねて感謝の意を表しまして、閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。